

2021年2月15日

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられたご契約者様へ

このたびの福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
地震による被害のご連絡、お問い合わせは以下で承っております。

お客様サービスセンター **通話料無料**
0120-431-909
9:00~17:00(土・日・祝日は資料請求受付専用)

保険金のご請求の手続きの詳細については [こちら](#) をご覧ください。

また、弊社では同地震により災害救助法が適用された下記の地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※)をさせていただきます。ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

【法適用日】

令和3年2月13日

【適用市町村】

福島県 : 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、
伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉
郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

※保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。